

にっこう福祉のまちづくり活動事業助成金手続きの流れ

【申請できる団体】 市内に活動拠点を有しており、構成員がおおむね10名以上の地域福祉活動団体及び活動グループであること(社会福祉法人、NPO、自治会、市民活動団体・グループ)

【申請可能事業】 2019年(平成31年)4月1日から2020年3月31日までに実施する事業で、助成対象事業に該当するもの

【手続きの流れ】

申 請 下記書類を期日までに事務局へ提出してください。

提出期限 2019年(平成31年)1月31日(木)

【申請書類】 1. 助成金交付申請書 2. 事業計画書 3. 収支予算書

【添付書類】 1. 団体規約又は会則 2. 会の事業計画書 3. 会の収支予算書
※2. 3については総会資料で可

推 薦 申請書類に基づきにっこう福祉のまちづくり推進委員会において推薦を行います。

審査・決定 申請書類に基づき事務局で2019年(平成31年)4月下旬に審査を行います。助成の可否及び金額は、2019年(平成31年)4月末日までに通知します。助成を受ける団体は、事務局より送付する交付請求書を提出してください。

交 付 指定期日内に提出された交付請求書に基づき指定口座に助成金を振り込みます。(現金不可) ※助成金の使用用途が申請時より変更になる場合は、事前に事務局へ連絡してください。

事業実施 事業にかかる経費は必ず領収書を受け取ってください。領収書には必ず但し書きを明記してください。購入した物、数など明らかになるようにしてください。

報告・精算 当該事業終了後の30日以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに下記書類を提出してください。(土、日、祝日の場合は翌開所日)

【報告書類】 1. 助成事業等実績報告書
2. 事業報告及び収支決算書
3. 領収書(写)

※返金がある場合は、返金額を報告書類と一緒に提出してください。